



令和7年4月7日

四 国 運 輸 局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和7年3月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者4者(4営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和7年3月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和7年3月13日	一般乗用 (タクシー)	有限会社第一さくら交通 本社営業所	高知	・文書警告	別添 ①
令和7年3月31日	一般乗用 (タクシー)	株式会社旅サポート 本社営業所	徳島	・文書警告	別添 ②
令和7年3月17日	一般乗合 (乗合バス)	ジェイアール四国バス株式会社 徳島支店	徳島	・文書警告	別添 ③
令和7年3月27日	一般貸切 (貸切バス)	高知東部交通株式会社 本社営業所	高知	・文書警告	別添 ④

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年3月13日
事業者の氏名又は名称	有限会社第一さくら交通(法人番号4490002001423)(代表者 山本倫世)
事業者の住所	高知県高知市鴨部1355番地12
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市鴨部1355番地12
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年12月3日及び令和7年2月6日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。 (1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第5項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (6)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (8)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年3月31日
事業者の氏名又は名称	株式会社旅サポート(法人番号7480001009201)(代表者 山室真一)
事業者の住所	徳島県鳴門市大津町大代247-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市大麻町大谷字中通11-5
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年6月13日及び同年9月6日、新規許可等を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項) (2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (3)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年3月17日
事業者の氏名又は名称	ジェイアール四国バス株式会社(法人番号5470001004840)(代表者 矢田 栄一)
事業者の住所	香川県高松市浜ノ町8番33号
営業所の名称	徳島支店
営業所の所在地	徳島県徳島市佐古3番町1503-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年3月10日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	3点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年3月27日
事業者の氏名又は名称	高知東部交通株式会社(法人番号1490001006723)(代表者 坂本泰資)
事業者の住所	高知県安芸市千歳町15番地26号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県安芸市千歳町15番地26号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年2月27日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)旅客に対し、公平かつ懇切な取扱いをしていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第2項) (2)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(運輸規則第2条第3項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。